

令和6年3月21日
北九州市港湾空港局
北九州市環境局

報道機関各位

市の対応方針を公表します ～「北九州港廃棄物海面処分場整備事業」公共事業再評価～

北九州市では、北九州港廃棄物海面処分場整備事業を進めています。
このたび、「公共事業評価に関する検討会議（外部評価）」及び「市民意見募集」の結果を踏まえ、市の対応方針をまとめましたので公表します。

1 市民意見の募集・結果

募集期間：令和6年1月19日（金）から令和6年2月16日（金）まで
提出意見：なし

2 対応方針の公表

【閲覧・配布】

- (1) 港湾空港局整備課（門司区西海岸一丁目2-7 2階）
- (2) 環境局施設課（市役所本庁舎10階）
- (3) 広報室広聴課（市役所本庁舎1階）
- (4) 各区役所総務企画課及び出張所

期 間：令和6年3月21日（木）～令和6年6月20日（木）

※土・日・祝日は閲覧、配布を行いません。

閲覧、配布の時間は9時から17時となります。

【ホームページ】

URL：https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kou-ku/309_00010.html

期 間：令和6年3月21日（木）～令和7年3月31日（月）



【問い合わせ先】

港湾空港局整備課

担当：（課長）政徳（係長）三牧

電話：093-321-5975

環境局施設課

担当：（課長）堤（係長）松本

電話：093-582-2184

北九州市公共事業評価に関する検討会議及び 市民意見を踏まえた市の対応方針

事業名	【再評価】 北九州港廃棄物海面処分場整備事業
-----	---------------------------

北九州市
令和6年3月

公共事業評価に関する検討会議及び市民意見を踏まえた市の対応方針
(対象事業：北九州港廃棄物海面処分場整備事業)

【対応方針】

事業を継続する

【対応方針決定の理由】

本市の廃棄物及び浚渫土砂の処分場は、ともに、現行処分場の残余容量が残り僅かとなっている状況であることから、響灘東地区に後継となる処分場の整備を進めている。

本事業は、平成 30 年度の再評価を経て、現在まで護岸整備を進めてきたが、

- (1) 近年、急激に資材価格や人件費が高騰していること
- (2) 廃棄物処分場における「遮水工」に着手する際の実施設計において、遮水鋼矢板等の施工検討を行った結果、風浪の影響が大きく、これに耐えうる補強材等が必要となるなど、基本設計時には想定していなかったことが判明したこと

などの影響により、現時点で実施できる見込みのコスト縮減策を考慮しても、約 131 億円の増額となる見込みとなった。

また、追加工事等により工事量が増加する一方で、当該工事は護岸に囲まれた狭い海域での工事となり、同時に施工できる工事量には限界があることから、事業期間を令和 13 年度まで延長せざるを得ない状況となった。

しかしながら、本事業は、

- (1) 一般廃棄物の適正処理に必要不可欠である
- (2) 市内の中小企業の産業廃棄物を受け入れることで、産業振興を支援する
- (3) 船舶の大型化への対応や、航行安全性の向上に向けた航路・泊地の浚渫は、市内企業の産業活動を支え、国際競争力強化につながる
- (4) 仮に市外処分場や海洋投棄により処分する場合と比べると
 - ①約 466 億円のコストが縮減できる
 - ②本市で不足している臨海部産業用地が創出される
 - ③運搬距離が短縮され、CO2 及び NOx それぞれの排出量を抑制できる

等が期待され、その事業効果は高い。

事業全体の B/C は、平成 30 年度再評価時の 1.6 から 1.1 に下がっているが、本市にとって必要な事業であり、確実に進捗させていく必要があることが公共事業調整会議（内部評価）で示され、事業の「継続」を決定した。

これを受けて実施した「公共事業評価に関する検討会議（外部有識者による会議）」では、変更計画どおりに事業を継続することについて「異論なし」との総意が示され、あわせて、今後事業を継続していくにあたっての留意点が示された。

その後、これらの留意点を踏まえた市の対応方針（案）について市民意見を募集したが、意見の提出はなかった。

以上のことから、検討会議で示された留意点を踏まえ、変更計画のとおり事業を継続することとする。

公共事業評価に関する検討会議における留意点とその対応
(対象事業：北九州港廃棄物海面処分場整備事業)

継続

(1) 市民説明について	事業内容を二度見直して事業費が増加していることから、事業の必要性やコスト等について、市民にわかりやすく説明することを、十分気をつけていただきたい。	今後実施予定のパブリックコメントにおいては、ご指摘の内容が理解していただけるよう、資料を補足することなどで対応したい。
(2) 事業期間について	市民生活や経済活動に多大な影響を及ぼすため、事業期間がこれ以上伸びることがないように、着実に事業を進めていただきたい。	既存処分場は、最大限の延命策を講じて令和13年度に容量限界を迎えるため、これ以上の事業期間延長は許されないと認識している。 今後も、更なるコスト縮減策の検討や、適正な工程管理に努めることで、令和13年度までの確実な事業完了を目指してまいりたい。

北九州港廃棄物海面処分場整備事業に係る事業概要（公共事業再評価調書）及び市の対応方針(案)に対する市民意見（パブリックコメント）の募集結果について

令和6年1月19日から令和6年2月16日まで実施いたしました「事業概要（公共事業再評価調書）及び市の対応方針（案）」に対する市民意見（パブリックコメント）の募集結果について、下記のとおり公表いたします。

■意見募集結果

1 実施時期

令和6年1月19日から令和6年2月16日まで（29日間）

2 意見提出状況

意見無し

3 問合せ先

- | | | |
|--------------|-------------|------------------|
| (1) 港湾空港局整備課 | 課長：政徳、係長：三牧 | TEL 093-321-5975 |
| (2) 環境局施設課 | 課長：堤、係長：松本 | TEL 093-582-2184 |